

吸収合併に関する事前開示書面（変更）

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前開示書面）

（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示書面）

2025 年 7 月 3 日

株式会社福井銀行

株式会社福邦銀行

2025 年 7 月 3 日

福井市順化一丁目 1 番 1 号
株式会社福井銀行
代表執行役 長谷川 英一

福井市順化一丁目 6 番 9 号
株式会社福邦銀行
代表取締役 湯浅 徹

吸収合併に関する事前開示書面の変更

株式会社福井銀行（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社福邦銀行（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、吸収合併に関し、2024 年 12 月 17 日付で、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面を備え置いておりますが、当該事前備置書面のうち別紙 2 に変更すべき事項が発生しましたので、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、次頁以下のとおり変更後の別紙 2 を開示します。なお、当該別紙 2 以外に変更箇所はございません。

以 上

第 1 1 7 期 事 業 報 告

(2 0 2 4 年 4 月 1 日 から)
(2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで)

株 式 会 社

福 邦 銀 行

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は、銀行業務として預金、貸出、商品有価証券売買、有価証券投資、内国為替、社債受託および登録、付帯業務として国債等の窓口販売、証券投資信託の窓口販売、損害保険・生命保険の窓口販売等を行っております。

【株式会社福井銀行との経営統合について】

当行は、2024年5月10日に株式会社福井銀行（以下、「福井銀行」といい、当行と福井銀行を総称して「両行」といいます。）を完全親会社とする株式交換契約の締結を行い、同年10月1日に完全子会社となりました。また、必要となる関係当局の許認可の取得等を前提として、2026年5月2日に予定している両行の合併に関する事項について、2024年11月8日、両行の間で合併契約書を締結いたしました。

本経営統合によって、地域の課題解決業としての進化、シナジー効果の最大化、ガバナンスの变革を実施することで、福井県内最大の金融グループとして、今後一層の地域価値を創造し、生み出された価値が循環し続ける未来を実現してまいります。

【金融経済環境】

当事業年度の日本経済は、緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果がこの基調を支えることが期待されます。一方、米国の通商政策による不透明感や、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れなどの個人消費に与える影響が、日本の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等が日本経済に与える影響に一層注意する必要があります。

福井県内経済は、緩やかに回復しつつあります。個人消費は、北陸新幹線の県内延伸の効果が引き続きみられる中で回復しつつあり、企業の生産活動も持ち直しつつあります。今後は、物価上昇や米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がありますが、各種政策や北陸新幹線の県内延伸の効果により、緩やかな回復が続くことが期待されます。

【事業の経過及び成果】

当行は、2021年10月に福井銀行の子会社となって以降、1つの金融グループ「Fプロジェクト」(※1)として活動しております。2022年4月にはFプロジェクトとしての長期ビジョン「Fプロジェクト Vision 2032 ～私たちは 職員・お客さまの多様なチャレンジに伴走し『地域価値循環モデル』を実現します～」を掲げるとともに、3年間の「中期経営計画Ⅰ」をスタートしましたが、当年度は中期経営計画Ⅰの最終年度として、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

(※1) Fプロジェクト：福井銀行グループと福邦銀行グループの総称

Fプロジェクト内では、当行の強みである「お客さまとの親近感・伴走力」を活かして、地元中小零細企業へのご支援を主たる役割として取り組んでまいりました。さらに、2023年度からは当行の強みをより発揮するビジネスモデルとして「ふくほう style」(※2)を打ち出し、地元中小零細企業のお客さまへの本業支援と資金繰り支援、個人のお客さまへの生活支援に積極的に取り組んでまいりました。

(※2) 「ふくほう style」：中小零細企業を主な対象とした、売上増加、労務管理、資金繰りに関する課題発見・解決に的を絞った営業手法

法人および個人事業主のお客さまに向けては、両行の強みを融合させた営業体制により、地域のすべてのお客さまに対する幅広い支援（「まるごと支援」）を実践してまいりました。具体的には、両行共通のエリア営業体制の実施による人的資源の活用と、営業スタイルの融合を目的とした両行間での人事交流を実施いたしました。また、お客さまの財務面だけでなく、非財務面も含めた事業性理解を進めることで、より多様な課題発見と解決に取り組んでまいりました。

個人のお客さまに向けては、お客さま本位の業務を徹底し、お客さま一人ひとりの身近なお悩みや相談に親身にお応えする姿勢で生活支援を行ってまいりました。CRM/SFA システムの活用により、お客さまや世帯の情報を蓄積することで、お客さま世帯のライフステージに応じた課題やニーズに対し最適な提案につなげてまいりました。

また、地域のお客さまの豊かな生活や健全な資産形成を支援するために、2024年6月24日、野村證券株式会社による当行の登録金融機関業務に係る顧客口座の権利義務の承継および福井銀行への金融商品仲介業務の委託に関する最終契約書を締結いたしました。

これにより、両行における資産運用の相談窓口を福井銀行に一本化し、既存のコンサルティングプラザ等の拠点を活用することで、Fプロジェクト一体で付加価値の高い総合金融サービスを提供してまいります。

店舗については、店舗機能の充実を図るとともに営業力を強化し、更に付加価値の高い営業活動を展開するために、2025年3月に高浜中央支店、大阪中央支店の2店舗を福井銀行との共同店舗として移転しました。

福井銀行との経営統合に向けては、両行で重複する営業店の店番・店名を解消することを目的として、2024年10月28日、2024年12月9日の2日間に分けて、当行の店番・店名変更を実施いたしました。

当事業年度の当行の単体ベースでの業績は、次のような営業成績となっております。

主要勘定につきまして、預金は、店舗網集約の影響等による個人預金の減少等により、期末残高は前年度末比132億37百万円減少して、4,187億44百万円となりました。

貸出金は、事業性融資が減少したことに加え、親会社への貸出金を返済した影響等により、期末残高は前年度末比236億38百万円減少して、4,052億36百万円となりました。

また、有価証券は、前年度末比3百万円減少して3億94百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利息が増加したものの、有価証券売却益が減少したことにより、前年度比5億73百万円減少の73億23百万円となりました。また、経常費用は、金利上昇による預金利息の増加及び統合に関する費用が発生したことにより、前年度比1億83百万円増加して69億87百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比7億57百万円減少し、3億35百万円となりました。

当期純利益は、前年度比4億92百万円減少し、4億19百万円となりました。

【当行の対処すべき課題】

日本経済がデフレ脱却に向けて着実な歩みを進めている中、当行の経営基盤の中心である福井県では、北陸新幹線の県内延伸の効果により、地域経済の活性化の好機を迎えております。一方で、少子高齢化と都市部への人口集中による労働力の希少化、国際情勢の不安定化、物価上昇に起因する消費者の購買力低下など、経済環境の不確実性は高まっております。

このような環境下において、2026年5月に予定している福井銀行との合併に向けた準備を着実に進めることを目的として、「中期経営計画Ⅰ」の期間を2026年3月まで1年延長し、新・中期経営計画は、新銀行が誕生する2026年度にスタートすることにいたしました。福井銀行との合併を経て、地域の課題解決業としての進化を遂げ、Fプロジェクトが掲げる「地域価値循環モデル」の実現を目指してまいります。

「中期経営計画Ⅰ」の延長期間である2025年度は、次の施策に取り組んでまいります。

お客さまの事業成長及び資産形成の実現に向けては、引き続き「まるごと支援」の考え方に基づく伴走支援の実践により、地域におけるFプロジェクトの存在感を向上させてまいります。法人のお客さまには、「金利のある世界」への移行などの環境変化を踏まえ、お客さまとの対話の機会を積極的に増やすとともに、これまで培ってきた課題解決力を活かすことで、「預金」「融資」「決済」といった金融基盤の拡大を目指してまいります。個人のお客さまには、資産の運用や承継に関して、お客さまの最善の利益の追求のために、Fプロジェクト一体で地域のお客さまの豊かな生活や健全な資産形成の実現を目指してまいります。

活力ある地域の実現に向けては、地域の構造的な課題解決にはすべてのステークホルダーとの連携が必要であるとの認識のもと、行政などの関係機関とも連携しながら、当行が推進主体となってソリューション・ネットワークを構築し、交流人口の増加やDXの推進、脱炭素化などの課題解決に資する面的支援に取り組んでまいります。

そして、2025年度の最大のプロジェクトである福井銀行との経営統合については、合併に向けた準備を着実に進めるとともに、「経営統合はあくまで地域の課題解決策として進化するための手段である」との考え方のもと、お客さまの利便性を維持しながら、統合シナジーを早期に実現してまいります。

以上のとおり、今後もグループビジョン「Fプロジェクト Vision 2032」の実現に向け、グループの総力を結集し、地域活性化の中心的役割を担ってまいります。お客さまには、引き続きFプロジェクトをご支援ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
預 金	437,476	432,757	431,981	418,744
定期性預金	202,628	186,277	179,898	173,679
その他	234,848	246,479	252,083	245,065
貸 出 金	324,974	349,238	428,875	405,236
個人向け	88,960	89,381	90,406	89,082
中小企業向け	170,844	189,555	193,377	185,971
その他	65,170	70,300	145,091	130,182
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	62,524	8,966	397	394
国 債	6,280	1,705	—	—
その他	56,244	7,261	397	394
総 資 産	480,114	452,489	450,743	439,832
内 国 為 替 取 扱 高	913,011	1,090,874	1,130,246	1,169,072
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 5	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —
経 常 利 益 又は経常損失 (△)	△2,457	△2,378	1,092	335
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)	△3,380	△2,623	911	419
1 株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	円 銭 △70 96	円 銭 △40 76	円 銭 14 17	円 銭 6 52

〔注〕 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)等を適用しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	340 人
平 均 年 齢	41 年 2 月
平 均 勤 続 年 数	18 年 7 月
平 均 給 与 月 額	383 千円

〔注〕 1. 使用人とは年度末の在籍者であります。なお、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当事業年度末
	店 (うち出張所)
福 井 県	32 (—)
石 川 県	2 (—)
京 都 府	3 (—)
大 阪 府	1 (—)
合 計	38 (—)

〔注〕上記には店舗内店舗方式の店舗が 13 カ店含まれております。

ロ. 当事業年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	108
---------------	-----

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀 行 業	P C の 更 新	42
合 計		42

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社の 当行に対する 議決権比率	その他
株式会社福井銀行	福井市順化1丁目1番1号	銀行業	百万円 17,965	% 100.00	—

〔注〕 当年度末において親会社は上記の1社であります。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
福邦カード株式会社	福井市順化1丁目3番3号	クレジットカード業 金融業 信用保証業務	百万円 30	% 100.00	—

〔注〕 当年度末において連結子会社等は上記の1社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
7. 株式会社福井銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井県JAバンク（福井県内に本店を置く全ての銀行・信用金庫・農協/県信連）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
8. 株式会社北陸銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
9. 株式会社福井銀行と、福井県を中心とする地域経済の持続的発展を目的とした資本業務提携契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

（１）会社役員の状態

2024 年度末現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湯 浅 徹	取締役頭取（代表取締役） お客さま支援本部長 （監査室担当）	——	
林 田 和 博	常務取締役（代表取締役） 企画本部長 （全体統括・リスク統括室担当）	——	
中 村 毅	取締役 統合プロジェクト推進本部長 （事務企画グループ担当）	——	
小 林 郁 夫	取締役 お客さま支援本部副本部長 兼 統合プロジェクト推進本部副本部長 （営業支援グループ担当）	——	
窪 田 鉄 也	取締役 企画本部副本部長 兼 統合プロジェクト推進本部副本部長 （経営企画グループ、経営管理室担当）	——	
小 林 義 史	取締役	株式会社福井銀行 常務執行役	
瀧 波 史 織	取締役	——	
中 川 忠 洋	取締役 （社外取締役）	——	
西 島 康 隆	取締役 （社外取締役）	サインポスト株式会社 専務取締役	
南 出 暁 弥	監査役 （常勤監査役）	——	
上 野 嘉 蔵	監査役 （社外監査役）	——	
森 口 功 一	監査役 （社外監査役）	弁護士 福井さくら法律事務所代表	

- 〔注〕 1. 取締役中川忠洋および西島康隆の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役上野嘉蔵および森口功一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する固定報酬を基本的枠組みとしております。

「基本報酬（金銭報酬）」は、役員の役割（兼務状況も含む）及び職責等に相応しい水準とすることを方針としています。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて各担当職務、各期の業績、貢献度、業界の動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に取締役会から委任を受けた代表取締役頭取が各取締役の報酬額を決定し、毎月固定額を支給する報酬であります。

「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブ付与を目的に役員の年度毎の報酬月額を毎年積み上げた累積額とする退職慰労金を「役員退職慰労金支給内規」に基づき毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給する報酬であります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役	9 名	80 （ 3 ）	76	—	—	3
監査役	3 名	14 （ 1 ）	13	—	—	1
計	12 名	94 （ 4 ）	89	—	—	4

注] 1. 当行取締役の金銭報酬の額は、2024 年 10 月 15 日開催の第 117 期臨時株主総会において年額 86,000 千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は 9 名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、2012 年 6 月 28 日開催の第 104 期定時株主総会において年額 20,000 千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 4 名です。

2. 役員賞与の支給はありません。

3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の合計欄に括弧内書きしております。

4. 当行は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役頭取 湯浅 徹が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および使用人兼取締役の使用人給与相当額です。

これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の各担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していることによるものです。

当事業年度は、当該手続きを経ての取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

親会社である株式会社福井銀行がグループすべての取締役、執行役及び監査役（以下、「役員」という。）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当行は、福井銀行の子会社として当該保険に加入しています。被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事項があります。

なお、保険料は当行及び当行の子会社の規模、役員数等に相応する金額を、当行が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況			
	法人等名	役職名	同社との取引	その他
中 川 忠 洋	—	—	—	
西 島 康 隆	サインポスト株式会社	専務取締役	—	
上 野 嘉 蔵	—	—	—	
森 口 功 一	福井さくら法律事務所 日華化学株式会社	代表 社外監査役	—	

(2) 社外役員の主な活動状況 (総開催数 取締役会 12 回、監査役会 12 回)

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
中 川 忠 洋	2 年 9 ヶ月	取締役会 12 回中 12 回	企業経営者として高い見識と豊富な経験を有しており、これらの経験と知見に基づき議案審議等に的確な発言を行っております。
西 島 康 隆	2 年 9 ヶ月	取締役会 12 回中 12 回	企業経営者および金融機関の IT システムに関する豊富な経験と知見から、議案審議等に的確な発言を行っております。
上 野 嘉 蔵	8 年 9 ヶ月	取締役会 12 回中 12 回 監査役会 12 回中 12 回	企業経営者としての豊富な経験と知見を有し、大所高所から適宜質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。
森 口 功 一	8 年 9 ヶ月	取締役会 12 回中 12 回 監査役会 12 回中 12 回	弁護士として、高度な能力・識見をもって専門的な見地から質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中 川 忠 洋	会社法第 425 条第 1 項第 1 号ハに定める額をもって損害賠償責任額の限度とする契約を締結しております。
西 島 康 隆	同 上
上 野 嘉 蔵	同 上
森 口 功 一	同 上

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4 名	12	—

(注) 報酬等には、当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額 0 百万円を含んでおります。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	80,000 千株
発行済株式の総数	64,326 千株

(2) 当年度末株主数

1 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福井銀行	64,326 千株	100.00 %

[注] 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 安藤 眞弘 指定有限責任社員 野村 実	25	—

(注) 1. 当行及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、25 百万円であります。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人に関するその他の事項

該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制に関する基本方針」を取締役会にて下記のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

銀行の公共的使命や社会的責任を遂行するとともに、当行が健全に展開するうえで役員が遵守すべき倫理的規範である行動規範を、当行の「経営理念」と「福邦の心」を基盤として定めております。

法令遵守（以下コンプライアンス）に係る管理を総合的、体系的に実施すべく、法令遵守規程を定めて、コンプライアンスを徹底するためにマニュアル等を制定しております。

コンプライアンス統括部署をリスク統括室とし、コンプライアンスの一元管理を行っております。また、経営会議においてコンプライアンスに関する重要な事項を協議、決定することとし、必要に応じて取締役会に報告する体制をとっております。

「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、当行は反社会的勢力との関係遮断を重視した業

務運営を行い、反社会的勢力からの不当な要求には毅然とした態度で対応しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う規程を制定するものとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、リスク管理に関する体制を明確にするとともに、全ての役職員が、銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことによって、業務の健全性と適切性の確保に資することを目的としてリスク管理規程を定めております。

リスクの内容に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、サイバーセキュリティリスク）に区分し、担当部および管理規程を定めるものとしております。リスク統括室は、リスク管理統括部署として、各リスク管理の状況把握や有効性について定期的に検証を行うものとしております。各担当部は、担当する業務に関わるリスクの状況及びその管理施策・問題点等を随時、各担当部の担当役員へ報告、影響が大きいと考えられるものについては経営会議へ報告し、さらに必要に応じ、取締役会に報告する体制をとっております。

不測の事態の発生により、当行の経営に大きな支障をきたすことが想定される損失の危険に対する取組体制や対応策を、各種規程に定めるものとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務の執行状況を監督するものとしております。

取締役会の決議した基本方針に基づき、銀行経営上の基本的な事項について協議を行う経営会議を実施し、業務執行の迅速化を図るものとしております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記①の体制等のほかに、本部はグループマネージャー、営業店は部店長をコンプライアンス責任者とし、適時、各部店においてコンプライアンス勉強会を実施しコンプライアンス意識の向上に努めていくものとしております。また、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図ることを目的に、内部通報制度および公益通報制度を設けております。

内部監査部署である監査室は人事企画チームリーダーと連携して、全行のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたるものとしております。

コンプライアンス・マニュアル等に違反した者は、就業規則等の定めるところにより処罰されるものとしております。

⑥当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行の行動規範を企業集団における行動規範とし、理念の統一を図るものとしております。

当行経営企画グループ役員が責任担当者として統括的な管理を行うものとしております。また、監査室は、子会社等の業務全般について監査することとし、内部管理態勢およびコンプライアンス態勢が適切かつ有効に機能しているかの評価・検証を行うものとしております。

関連会社の役職員が、当行の人事企画チームリーダーに相談、通報を受け入れる公益通報制度を設けるものとしております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は監査業務の補助を行うよう経営企画グループの使用人に依頼することができるものとしており、経営企画グループマネージャーはこれに応じるものとしております。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査業務の補助を行う使用人はその業務を他の業務に優先させるものとし、その使用人が行う監査業務の補助については、取締役や監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、あらかじめ監査役と協議した事項について、必要に応じて監査役に報告をするものとしております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、銀行が対処すべき課題、銀行を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める体制をとるものとしております。

また、監査役は、内部監査部門ならびに会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施できる体制をとるものとしております。

(2) 当行では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次の通りであります。

① 取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、経営会議にてコンプライアンスの基本方針に係る事項や運営に係る事項を協議し、情報連絡や意見交換等を踏まえ、全行的なコンプライアンス意識の醸成に努めております。

当行は公益通報制度を確立するとともに、全役職員を対象として、コンプライアンスに関するアンケートを年2回実施し、不正行為等の未然防止、早期発見に努めております。加えて、監査室は内部監査計画に基づき、各店の内部監査を定期的に実施しております。

② 損失の危険の管理に関する体制として、当行の資産及び負債の総合的管理と信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクの分析・検討を行うALM委員会を設置し、適時開催しております。また、リスク管理統括部署は各リスク管理の状況把握やその有効性について定期的に検証を行っております。その影響度合いに応じて経営会議や取締役会へ適宜報告を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保する体制として、取締役会は各議案についての審議を行い、経営に関する重要事項等を決定し、業務執行状況等の監督を行っております。当事業年度は13回開催しております。また、頭取及び常務取締役、常勤取締役（頭取の指名）をメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビュー等を実施して、迅速な業務執行が行える体制としております。

また、子会社においても業務の適正を確保するため、当行経営企画グループマネージャーが子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、常勤監査役は毎月1回、前月実施した監査役監査の実施状況を代表取締役に報告するとともに、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

1 0 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当行の利益を害さないように留意した事項

株式会社福井銀行は、当行の議決権を 100%保有している親会社であります。当該親会社への資金の貸出等は、市場の取引実勢等に基づいて取引条件を決定しております。

(2) 当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断および理由

当行は、親会社を含むグループ会社との取引を行う際、一般的な取引条件と同等の適切な条件による取引を基本としており、当行取締役会は、当該取引は当行の利益を害さないものと判断しております。

1 1 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

1 2 その他

該当事項はありません。

計 算 書 類 等

第 1 1 7 期 $\left(\begin{array}{l} \text{自} \quad 2024\text{年}4\text{月} \quad 1\text{日} \\ \text{至} \quad 2025\text{年}3\text{月}31\text{日} \end{array} \right)$

株 式 会 社 福 邦 銀 行

計算書類等の明細

第117期末 貸 借 対 照 表 (2025年3月31日現在)

第 1 1 7 期 損 益 計 算 書 (2 0 2 4 年 4 月 1 日 から
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで)

第 1 1 7 期 株主資本等変動計算書 (2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

第 1 1 7 期 事 業 報 告 (2 0 2 4 年 4 月 1 日 から
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 ま で)

第 1 1 7 期 附 属 明 細 書 (2 0 2 4 年 4 月 1 日 から
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 ま で)

第 1 1 7 期 監 查 報 告 書

以 上

原本と相違ありません。

株式会社 福 邦 銀 行
頭取 湯浅 徹

第117期末（ 2025年3月31日現在 ）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	31,104	預 金	418,744
現 金	3,908	当 座 預 金	14,228
預 け 金	27,196	普 通 預 金	225,622
有 価 証 券	394	貯 蓄 預 金	1,144
株 式	394	通 知 預 金	189
貸 出 金	405,236	定 期 預 金	169,664
割 引 手 形	1,331	定 期 積 金	4,014
手 形 貸 付	5,793	そ の 他 の 預 金	3,880
証 書 貸 付	281,641	借 用 金	2,500
当 座 貸 越	116,470	借 入 金	2,500
そ の 他 資 産	4,124	そ の 他 負 債	2,974
前 払 費 用	9	未 払 法 人 税 等	48
未 収 収 益	240	未 払 費 用	430
そ の 他 の 資 産	3,874	前 受 収 益	321
有 形 固 定 資 産	2,276	従 業 員 預 り 金	85
建 物	619	給 付 補 填 備 金	0
土 地	1,371	リ ー ス 債 務	34
リ ー ス 資 産	22	資 産 除 去 債 務	41
その他の有形固定資産	262	そ の 他 の 負 債	2,010
無 形 固 定 資 産	698	賞 与 引 当 金	250
ソ フ ト ウ ェ ア	669	退 職 給 付 引 当 金	529
その他の無形固定資産	29	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	32
支 払 承 諾 見 返	122	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	49
貸 倒 引 当 金	△4,125	偶 発 損 失 引 当 金	96
		固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金	12
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	184
		支 払 承 諾	122
		負 債 の 部 合 計	425,496
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	9,800
		資 本 剰 余 金	2,975
		資 本 準 備 金	2,756
		そ の 他 資 本 剰 余 金	218
		利 益 剰 余 金	1,213
		利 益 準 備 金	38
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,174
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,174
		株 主 資 本 合 計	13,988
		土 地 再 評 価 差 額 金	347
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	347
		純 資 産 の 部 合 計	14,335
資 産 の 部 合 計	439,832	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	439,832

第117期

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	7,323
資 金 運 用 収 益	5,661
貸 出 金 利 息	5,602
有 価 証 券 利 息 配 当 金	0
預 け 金 利 息	54
そ の 他 の 受 入 利 息	3
役 務 取 引 等 収 益	1,108
受 入 為 替 手 数 料	206
そ の 他 の 役 務 収 益	902
そ の 他 業 務 収 益	-
そ の 他 経 常 収 益	552
償 却 債 権 取 立 益	51
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	427
そ の 他 の 経 常 収 益	73
経 常 費 用	6,987
資 金 調 達 費 用	276
預 金 利 息	262
コ ー ル マ ネ ー 利 息	4
借 用 金 利 息	2
そ の 他 の 支 払 利 息	7
役 務 取 引 等 費 用	944
支 払 為 替 手 数 料	18
そ の 他 の 役 務 費 用	925
そ の 他 業 務 費 用	1
国 債 等 債 券 売 却 損	1
営 業 経 費	5,626
そ の 他 経 常 費 用	139
そ の 他 の 経 常 費 用	139
経 常 利 益	335
特 別 利 益	363
固 定 資 産 処 分 益	360
固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金 戻 入 益	3
特 別 損 失	10
固 定 資 産 処 分 損	0
減 損 損 失	9
税 引 前 当 期 純 利 益	688
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14
法 人 税 等 調 整 額	254
法 人 税 等 合 計	269
当 期 純 利 益	419

第 1 1 7 期

2 0 2 4 年 4 月 1 日 から
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計	土地 再評 価差 額金	評価・ 換算 差額 等合 計	
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その 他利 益剰 余金	利 益 剰 余 金 合 計					
						繰越 利益 剰余 金						
当期首残高	9,800	2,756	509	3,266	—	976	976	△289	13,753	363	363	14,116
当期変動額												
剰余金の 配当					38	△231	△193		△193			△193
当期純利 益						419	419		419			419
自己株式 の取得								△2	△2			△2
自己株式 の消却			△291	△291				291	—			291
土地再評 価差額金 の取崩						10	10		10			10
株主資本 以外の項 目の当期 変 動 額 (純額)										△15	△15	△15
当期変動額 合計	—	—	△291	△291	38	198	236	289	234	△15	△15	219
当期末残高	9,800	2,756	218	2,975	38	1,174	1,213	—	13,988	347	347	14,335

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50 年

その他 2 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5～11 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は長期的な景気変動を反映するため計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は101百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、主に「預金 貸出業務」「為替業務」による収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,125 百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表「重要な会計上の見積り」 1. 貸倒引当金に記載した内容をご参照ください。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

有形固定資産 2,276 百万円

無形固定資産 698 百万円

減損損失 9 百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表「重要な会計上の見積り」 2. 固定資産の減損に記載した内容をご参照ください。

追加情報

(親会社との吸収分割契約の締結)

当行及び当行の親会社である株式会社福井銀行（以下、「福井銀行」といい、当行と福井銀行を総称して「両行」という。）は、2024年11月8日開催の両行の取締役会において、必要となる関係当局の許認可の取得等を前提として、福井銀行を吸収合併存続会社、当行を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で両行間で合併契約書を締結いたしました。

内容については、連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券のうち、売却又は（再）

担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は3,847百万円であります。

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,874 百万円
危険債権額	8,714 百万円
三月以上延滞債権額	2 百万円
貸出条件緩和債権額	1,191 百万円
合計額	11,782 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産

更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年（2022年）3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,331百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 10百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,192百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、その他の資産3,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金87百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、87,280百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが53,394百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年（1998年）3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年（1998年）3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額637百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 4,239百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 152百万円

9. 関係会社に対する金銭債権総額 71,040百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額 259百万円

11. 当行は、当事業年度の末日が会社法第2条第24号に規定する最終事業年度の末日となる時

後、会社計算規則第 158 条第 4 号に規定する連結配当規制を適用する決定をしております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	689 百万円
役務取引等に係る収益総額	17 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	9 百万円
役務取引等に係る費用総額	57 百万円
営業経費に係る費用総額	27 百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株) 福井銀行	(被所有) 直接 100.00%	貸出金	当行の経営基盤強化貸出金 (注)	△10,000	貸出金	70,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸出利率その他の取引条件は、市場の取引実勢等に基づいて当行が取引条件を提示し、株式会社福井銀行と協議の上決定しております。また、取引金額については前事業年度末残との純増減額を記載しております。

(2) 子会社等

該当ありません。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

3. 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
福井県内	遊休資産 4 か所	土地	0 百万円
福井県外	営業店舗 1 か所	建物	8
	遊休資産 1 か所	土地	0
合計			9
(うち土地)			(0)
(うち建物)			(8)

上記資産グループについては、廃止に関する意思決定等により投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	789	17	806	-	(注)
合 計	789	17	806	-	

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加 17 千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少 806 千株は、自己株式の消却による減少であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. 子会社株式 (2025 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	369
合 計	369

4. その他有価証券 (2025 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	25
合 計	25

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3	-	-
債券	99	-	△1
社債	99	-	△1
その他	-	-	-
合計	102	-	△1

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、当該減損処理にあたっては、決算日の時価が 50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が 30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注)	1,541	百万円
貸倒引当金	1,111	
退職給付引当金	165	
土地に係る減損損失	181	
減価償却	181	
有価証券償却	149	
その他	233	
繰延税金資産小計	3,564	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△1,541	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,022	
評価性引当額小計	△3,564	
繰延税金資産合計	—	
繰延税金負債	—	
繰延税金負債合計	—	
繰延税金資産の純額	—	百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (*1)	—	64	—	—	291	1,184	1,541
評価性引当額	—	△64	—	—	△291	△1,184	△1,541
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 222円85銭

1株当たりの当期純利益金額 6円52銭

(企業結合関係)

(簡易株式交換による当行の完全子会社化)

当行と株式会社福井銀行（以下「福井銀行」といい、当行と福井銀行を総称して「両行」という。）は、2024年5月10日に開催の両行の取締役会において、当行の株主総会の承認が得られることを前提として、当行を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、両行の間で株式交換契約書を締結いたしました。

本株式交換は、2024年6月19日開催の当行の定時株主総会の承認を得て、その効力発生日（2024年10月1日）をもって実施し、当行は福井銀行の完全子会社となりました。その内容等につきましては、連結計算書類「連結注記表（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省力しております。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い銀行の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項及び当該取引をするに当たり当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 5月 9日

株式会社 福 邦 銀 行 監 査 役 会

常勤監査役

南出 暁 弥

社外監査役

上野 嘉 蔵

社外監査役

森和 功 一



2025年5月9日

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	秋宗 勝彦 殿
指定有限責任社員 業務執行社員	安藤 眞弘 殿
指定有限責任社員 業務執行社員	野村 実 殿

株式会社 福邦銀行 監査役会

常勤監査役 南出 暁弥



社外監査役 上野 嘉蔵



社外監査役 森口 功一



監査報告書の提出について

当監査役会は、会社法第390条第2項第1号の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

株式会社福邦銀行

第117期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2025年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 9 日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋 宗	勝 彦
-------------------------	-------	-----	-----

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	安 藤	眞 弘
-------------------------	-------	-----	-----

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野 村	実
-------------------------	-------	-----	---

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 9 日

株式会社福邦銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 宗	勝 彦
--------------------	-------	-----	-----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤	眞 弘
--------------------	-------	-----	-----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 村	実
--------------------	-------	-----	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するため

のセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上